

規制支援に係る受託研究、委託研究、共同研究の実施状況

平成 31 年 2 月 7 日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
安全研究・防災支援部門企画調整室

1. 概要

安全研究センターは、第 2 回規制支援審議会（平成 26 年 11 月 13 日）のコメント等を踏まえ、規制支援に直結する原子力規制委員会からの受託事業の進め方について方策（ルール）を定め、これに沿って中立性・透明性を確保している。

第 5 回審議会での審議を踏まえ、原子力緊急時支援・研修センターを含めた安全研究・防災支援部門の方策としてこれを別添のとおり改定（平成 30 年 4 月 2 日付）すると共に、平成 30 年度の受託事業が、この方策に基づいて進められたかどうか以下のとおり確認を行った。方策には、受託事業の一環として行う再委託研究、共同研究についても定めがあるため、合わせて確認を行った。

2. 受託研究

方策に定めた各事項について、別表のとおり受託事業毎に確認した。

原子力機構以外の原子力事業者等との関係について、各センターは原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けておらず、また原子力事業者等に対して許認可対象となる設備を製作し提供していないため、方策の 2.（1）①②は該当がない。

方策の 2.（1）③についても、原子力事業者等からの出向者を従事させている受託事業はない。

受託事業の一環としての再委託は、8 件の受託事業において計 12 機関に対して行っている。これについて方策の 2.（1）④について確認を行った結果、再委託先の当該事業従事者が原子力事業者等からの受託事業にも携わっている例が 1 件（東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故に伴う放射線物質の分布データの集約）あるが、当該原子力事業者からの受託事業の内容は事業所サイト内の放射線管理や周辺環境放射線モニタリングであり、本再委託と利益相反の生じないものであった。

なお、安全研究センターにおいては、以前より再委託に係る契約条件として「本件への従事者は、受託事業実施期間において本件と利益相反が生じる技術課題に関する原子力事業者等からの受託事業や研究資金を受けない」ことを契約書（仕様書に相当する実施計画書）に明記し、利益相反の問題が顕在化しないよう努めており、今般の方策改定を踏まえ、原子力緊急時支援・研修センターにおいても平成 31 年度より同様の記載をする予定である。

また、原子力機構内における受託事業の従事者については、方策の2.

(2) ②に関し、兼務者が原子力事業者等からの受託事業にも携わっている例が1件(商用再処理施設の経年変化に関する研究)あるが、当該原子力事業者からの受託事業の内容は経年変化に関する研究ではなく、本受託事業と利益相反の生じないものであった。

その他の方策に定める各項目については、特に該当がなかった。

3. 共同研究

方策4. に定める、受託事業を遂行するに当たって実施する共同研究は1件あるが、事業遂行に不可欠な実機燃料を用いた試験研究に係る共同研究であり、対等な立場で実施する等、利益相反が生じない措置を講じている。

以 上